

令和3年（行ウ）第7号 町議会議員懲罰処分取消等請求事件

原告 土屋由希子

被告 湯河原町

証拠説明書

令和3年4月7日

横浜地方裁判所第1民事部合議B係 御中

被告訴訟代理人弁護士

川島 清嘉



番号	枚数	原本	証拠の標目	作成者	作成年月日	立証趣旨
1		写	湯河原町議会 委員会条例	湯河原町	昭和33年4月1日	原告を議会ゆがわらの編集委員会の会 議から除斥した根拠について
2	1	写	議会ゆがわら 臨時号	湯河原町	平成17年4月	平成17年3月、平成25年3月、平成27 年9月、平成27年12月に議決された町 議会の議員懲罰についても、議会ゆが わらに懲罰に関する記事が掲載され、 懲罰の経緯について町民に対する説明 がされていること
	2		議会ゆがわら8 6号(抄本)		平成25年5月	
	3		議会ゆがわら9 6号(抄本)		平成27年11月	
	4		議会ゆがわら9 7号(抄本)		平成28年2月	
3		写	標準都道府県 議会議長会	全国都道府県 議会議長会	令和3年1月27日 最終改正	都道府県及び町村の標準会議規則に おいても、懲罰である公開の場における 陳謝は、議会が定めた陳謝文によって 行うものとされていること
4		写	標準町村議会議 長会	全国町村議会議 長会	令和3年2月9日最 終改正	
5		写	Q&A 議会運 営ハンドブック (抄本)	廣瀬和彦	平成27年12月15日	陳謝は、議長が当該議員に対し、本会 議場において陳謝を科す旨を宣言した のち、当該議員に議会が決定した陳謝 文を登壇させて朗読させる方法で行うこ と

番号	枝番	原本	証拠の標目	作成者	作成年月日	立証趣旨
6		写	「新版逐条地方自治法(第5次改訂版)(抄本)」	松本英昭	平成21年3月10日	陳謝は、議会が定めた陳謝文を朗読させて行うのが普通で、陳謝の文書を議事に提出し、又は他の議員をして代読させることはできず、朗読に応じないときは、新たな懲罰事犯になるとされていること
7		写	地方議会運営事典(第2次改訂版)(抄本)	地方議会運営研究会	令和元年7月30日	
8		写	注釈地方自治法(全訂)(抄本)	徳本広孝執筆部分	令和3年3月25日 加除	
9	1	写	湯河原町議会令和2年第2回臨時会(第1号)議事録	湯河原町議会	令和2年4月6日	令和2年4月6日開催の町議会令和2年第2回臨時会(第1号)で徴税等徴収強化特別委員会が設置され、同月9日開催の第2回臨時会(第2号)で特別委員会の委員7名が選任され、特別委員会に、町税の徴収に関する事務の管理状況について検査をする権限を与えたこと
	2	写	湯河原町議会令和2年第2回臨時会(第2号)議事録		令和2年4月9日	